

## 令和3年度下北地域・地域経営モデル集落育成支援業務公募要領

### 1 趣旨

農林漁業者の減少と高齢化が進行する中で、地域住民の生活の場である農山漁村社会を維持していくためには、地域の農業生産や集落機能の中核を担っている集落営農組織、法人・個人経営体等（以下「地域経営体」という。）及び自治会組織などが、目指すべき将来像や課題を共有し、解決に向けた実践活動等に自ら取り組む「地域経営」の仕組みを構築することが必要である。

そこで、佐井村全域を対象として、地域経営体が自治会や社会福祉団体などの幅広い関係者との連携を図り、農林水産業の振興のほか、コミュニティ機能の維持・創出に向けた地域課題の解決に向けて活動する地域経営モデル集落の育成に取り組むものである。

### 2 委託業務の実施内容

#### (1) 委託業務名

令和3年度下北地域・地域経営モデル集落育成支援業務

#### (2) 委託業務実施者数

1者を決定する。

#### (3) 委託業務の内容

業務委託仕様書（別紙1）のとおり

#### (4) 委託上限額等

1, 539千円（消費税及び地方消費税を含む。）

実際の契約金額は委託先の決定後に、見積書を徴取して決定する。

支払方法については、精算払とする。

#### (5) 委託業務対象経費

委託業務の遂行に必要な次に掲げる経費とする。

- ・報償費（講師の謝金）
- ・旅費（講師の旅費、宿泊費、実施者の旅費、宿泊費等）
- ・賃金（当該活動に係る賃金。ただし、グループ・団体の運営に係る費用は除く。）
- ・印刷製本費（資料・パンフレット等の印刷費等）
- ・賃借料（座談会等の会場・機材・バス等の借り上げ料）
- ・通信運搬費（発送料金、郵便料金）
- ・消耗品費（事務用品費等）  
※備品は不可。単価5万円以上になると備品扱いとなる。
- ・各種手数料（振込手数料、申請手数料等）
- ・その他知事が必要と認める経費

### 3 応募方法等

#### (1) 応募資格

ア 本業務を的確に遂行する能力を有し、県内で活動する団体・グループで、複数名で組織されていること（行政機関は除く。）

イ 地域内の農林漁業者・自治会関係者・福祉関係者、一般住民等と協働できる関係の構築が可能なこと。

ウ 同一の提案内容で、本業務以外の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定

- に該当しない団体
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない団体
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない団体
- キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ク 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

## (2) 応募方法

### ア 参加表明書の提出

応募資格を満たし、参加を希望する者は、「参加表明書（様式1）」に必要事項を記載の上、令和3年9月28日（火）までにメール又はFAXにより提出すること。  
提出書類の様式は、青森県庁ホームページからダウンロードして使用すること。  
各種様式をダウンロードできない場合は、下北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室担当まで電話等により連絡すること。  
なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

### イ 企画提案書の提出

参加表明書を提出した者は、企画提案書（様式2）を令和3年10月5日（火）まで（必着）に、持参又は郵送のいずれかにより提出すること。  
(ア) 表紙には、「令和3年度下北地域・地域経営モデル集落育成支援業務企画提案書」と記載の上、提案者名（会社名）を記載すること。  
(イ) 企画提案書の体裁は、A4判（縦横は問わない）、片面印刷、クリップ留めとする。  
(ウ) 次の事項を含めて作成すること。（項目ごとに別頁とする必要なし）

- a 業務計画（実施方法、実施体制）
- b 業務実施に係る具体的なスケジュール
- c 経費見積書（様式3）
- d 過年度における学識経験を有する者の実績及び同種又は類似業務の実績（様式4）

## (3) 各種書類の提出先及び問合せ先

〒035-0073 青森県むつ市中央1丁目1-8  
青森県 下北地域県民局 地域農林水産部 農業普及振興室（担当：大室、落合）  
電話：0175-22-2685 FAX：0175-22-3212  
E-mail：sh-nosui@pref.aomori.lg.jp

## 4 実施者の選定方法等

### (1) 選定方法

実施者の選定は、下北地域県民局地域農林水産部職員ほかで構成する選定委員会（10月中旬実施予定）を開催し、書類審査により選定する。  
なお、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施することとし、その場合は応募者に応募書類提出先から別途通知する。（選定委員会までの旅費は、応募者負担）

### (2) 選定基準

次の項目について企画提案書の内容の評価を行い点数化し、点数が高い者から選定する（企画提案書を特定するための評価基準は別紙2のとおり）。

- ア 実施方法の妥当性
- イ 実施体制の適格性

- ウ 実施スケジュールの妥当性
- エ 過年度における同種又は類似の業務の履行実績
- オ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対策
- カ 必要経費の妥当性

## 5 審査結果の通知等

- (1) 審査結果は、応募者全員に通知する。(10月中旬以降予定)
- (2) 選定された者は、内容や経費について県と調整を行った上で委託契約を締結し、業務を実施する。

## 6 実施者の責務

実施の際は、各種感染症対策を講じた上で実施すること。

## 7 その他

- (1) 企画提案書は、1者1提案とすること。
- (2) 提出のあった企画提案書の取り扱いは以下のとおりとする。
  - ア 提出のあった企画提案書は委託先の選定審査にのみ使用するものとし、返却しない。
  - イ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属する。
  - ウ 県は、採用された企画提案書を原案とし、採用された者と協議の上、その一部を変更することができる。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の経費については、提出者の負担とする。
- (4) この企画提案競技に関する質問は、原則として文書（FAX又は電子メール）で、10月5日（火）17時までに行うこととし（様式任意）、回答については文書（FAX又は電子メール）により行う。ただし、軽易なものについては電話によることも可とする。

(様式1)

下北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室 大室、落合あて

[ F A X : 0 1 7 5 - 2 2 - 3 2 1 2 / 送り状不要 ]  
[ E-mail : sh-nosui@pref.aomori.lg.jp ]

## 参加表明書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

印

令和3年度下北地域・地域経営モデル集落育成支援業務の内容を了承し、企画提案競技に参加いたします。

なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

事業名 令和3年度下北地域・地域経営モデル集落育成支援業務

担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
Eメールアドレス	

# 企 画 提 案 書

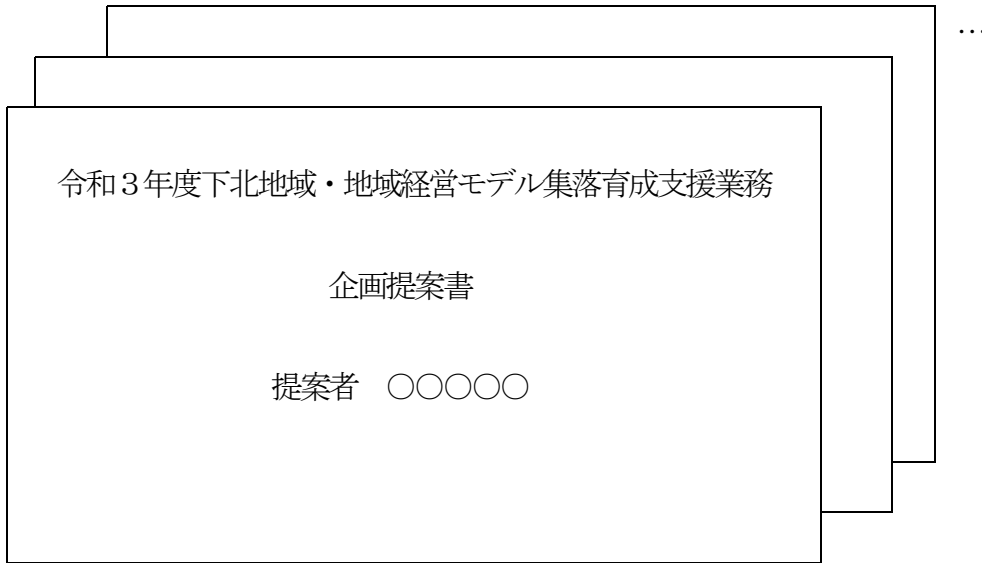
(作成要領等)

1 枚数

自由。ただし、片面印刷とする（表紙を含む）。

2 体裁

A4判（縦横は問わない）、クリップ留め。



3 内容

次の事項を含めて作成すること（項目ごとに別頁とする必要なし）。

(1) 業務計画

ア 業務内容の実施方法

イ 実施体制

(2) 業務実施に係る具体的なスケジュール

(3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対策

(様式3)

# 経費見積書

令和 年 月 日

下北地域県民局長 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

業務名：令和3年度下北地域・地域経営モデル集落育成支援業務

(単位：円)

積算項目	単 価	数 量	金 額	備 考
小 計				
消費税				
合 計				

過年度における学識経験を有する者の実績及び同種又は類似業務の実績

令和 年 月 日

下北地域県民局長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

業務名：令和3年度下北地域・地域経営モデル集落育成支援業務

1 学識経験を有する者の実績

氏名	所属・役職	具体的な学識経験の内容及びその役割

- ・「学識経験を有する者」とは、地域振興計画や市町村基本計画策定に携わった経験がある者をいう。

2 同種又は類似業務の実績

実施業務の名称	具体的な業務の内容

- ・実績については5件以内とすること。
- ・同種又は類似業務とは、地域活性化（地域づくり、農山漁村の振興、観光振興）に資する業務を指す。

## 令和3年度下北地域・地域経営モデル集落育成支援業務委託仕様書

### 1 概要

#### (1) 業務名

令和3年度下北地域・地域経営モデル集落育成支援業務

#### (2) 目的

農林漁業者の減少と高齢化が進行する中で、地域住民の生活の場である農山漁村社会を維持していくためには、地域の農業生産や集落機能の中核を担っている集落営農組織、法人・個人経営体等（以下「地域経営体」という。）及び自治会組織などが、目指すべき将来像や課題を共有し、解決に向けた実践活動等に自ら取り組む「地域経営」の仕組みを構築することが必要である。

そこで、地域経営体が自治会や社会福祉団体などの幅広い関係者との連携を図り、農林水産業の振興のほか、コミュニティ機能の維持・創出に向けた地域課題の解決に向けて活動する地域経営モデル集落の育成に取り組む。

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月10日まで

### 2 業務内容

佐井村全域をモデル集落の対象地域として、地域住民の理解と参加を促しながら、農山漁村の目指すべき将来像や解決すべき課題等について共有を図り、地域経営体が自治会や社会福祉協議会など幅広い関係者と連携し、農林水産業の振興のほか、集落内のコミュニティ機能の維持・創出などに向けた道標となる集落活性化プラン作成に係る次の業務を行う。

#### (1) 地域住民等を対象としたワークショップ等の企画・運営

持続可能な農山漁村地域づくりに住民が主体となって取り組む「地域経営」への理解を深めながら、地域の特性・課題の洗い出しと課題解決に向けた検討、実践活動につながる合意形成などを促すためのワークショップ等を佐井村全域を対象に計20回（集落座談会9地区×1回、関係機関支援内容検討会議2回、モデル集落代表者等打合せ・状況調査9地区×1回）開催する。

#### (2) 「集落活性化プラン」の作成

地域経営体や自治会組織等の自主・自立性を育みながら、ともに地域で暮らす一員として連携・協働することで地域の魅力と総合力を高め、地域農林水産業の持続的な振興及び集落コミュニティ機能の維持・創出を目指す「集落活性化プラン(下記参照)」を作成する。



※「集落活性化プラン」の内容

- ・プランの目的、区域、策定主体
- ・地域の概要
- ・地域の現状と課題
- ・地域で目指すべき将来像
- ・推進体制
- ・プラン実現に向けた実践活動の内容とロードマップ

3 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ①業務実施報告書 5部（電子データでも提供する。）
- ②集落活性化プラン 5部（電子データでも提供する。）

4 著作権

本業務による著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は県に帰属する。

5 その他留意事項

(1) 仕様の変更

受注者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承諾を得なければならない。

(2) 関係書類の保存期間

委託業務に係る関係書類は、委託業務終了後5年間保存すること。

(3) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

## 企画提案書を特定するための評価基準

評価項目	評価基準	配点
(1) 実施方法の妥当性	実現の可能性が十分見込まれる	2点
	実現の可能性が見込まれる	1点
	実施方法の具体性が十分でない	0点
(2) 実施体制の適格性	学識経験を有する者が含まれている ※1	1点
	学識経験を有する者が含まれていない	0点
(3) 実施スケジュールの妥当性	詳細な内容となっている	1点
	詳細な内容となっていない	0点
(4) 過年度における同種又は類似の業務の履行実績 ※2	実績が3件以上ある	2点
	実績が1件以上ある	1点
	実績がない	0点
(5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対策	対策が十分である	1点
	対策が十分でない	0点
(6) 必要経費の妥当性	見積額が委託上限額の80%以下である	2点
	見積額が委託上限額の90%以下である	1点
	見積額が委託上限額の90%を超えている	0点
合計(最高点)		9点

※1 (2)の「学識経験を有する者」とは、地域振興計画や市町村基本計画策定に携わった経験がある者をいう。

2 (4)の「同種又は類似の業務」とは、地域活性化(地域づくり、農山漁村の振興、観光振興)に資する業務を指す。